

施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別施策分野

① 行政機能・消防
□行政の災害対応力の強化 ・庁舎の燃料タンクの満量化 災害時における燃料を確保するため、本庁舎・分庁舎・万沢支所に燃料タンクを設置し、軽油等を常時一定量確保している。引き続き劣化対策をとりながら確保していく必要がある。 ・公用車両の災害対応機能の強化 情報収集等のため、公用車を被災地で使用する場合に備えて、必要な車両にデジタル無線を装備している。今後は、被災した状況下での使用を想定し、応急対应用資機材（パンク修理用具、予備燃料携行タンク等）を整備していく必要がある。 なお、燃料は2分の1となったら給油することに努める。 ・地震発生時等の業務継続体制の確立・検証 町が被災した場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため、平成30年2月に業務継続計画を策定した。震度6弱以上の地震等が発生した際には、全ての職員が配備体制をとることとしているが、災害時における業務継続のため、地震災害時の登庁可能職員数を確保するとともに計画についても継続的に検証し、業務継続体制を強化する必要がある。 ・災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化 災害等により財務会計システムが使用不能となった場合に備え、峡南広域行政組合・情報センターの事業継続計画による連携で早期復旧が可能となる体制作りに努めている。今後も災害を想定した訓練等を行う必要がある。物品調達手続きについては、支障なく円滑に物品調達ができるよう手続きを明確にし、マニュアル化する必要がある。 ・他自治体との連携推進 災害時における相互応援に関する協定を県内外の市町村と締結している。大規模災害を想定した関係自治体との広域連携に係る合同訓練や定期的な連絡会議を実施し、相互連携による災害対応力強化を推進しており、今後も継続していく必要がある。

□防災体制の充実・強化

・災害時における連絡体制の強化

町職員には、「やまなしくらしねっと」を通じて一斉メールを送信し、消防団員についてはＰＣによる電子メールで情報伝達している。今後も継続的に情報伝達訓練を実施し、連絡体制及び参集方法などを検証し、体制を強化していく必要がある。

また、通信インフラが寸断した場合の連絡手段を確保するため、情報発信システムの構築を検討する必要がある。

・勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化

交通機関の混乱や途絶、建物の倒壊・火災等により自分の所属に参集できない場合は、最寄りの施設に参集した上で、各自の所属に参集できない場合に備え、あらかじめ参集可能な機関を定めている。そのため職員はそこまでの複数のルートを独自で決めている。毎年、人事異動に伴い参集場所を見直しているが、継続的に参集方法等を検証する必要がある。

・非常参集体制の確立

一般災害（風水害等）では、町内に「大雨警報」「洪水警報」「暴風（雪）警報」「大雪警報」のいずれかの発表で第１配備、「警報発表後危険が高まり警戒が必要なとき」「土砂災害警戒情報」の発表で第２配備、大雨等の「特別警報の発表」「重大な被害が予想されるとき」「災害対策本部を設置したとき、または本部長（町長）が指令したとき」に第３配備としている。また、地震災害職員配備では、町内震度４の地震発生で第１配備、震度５弱又は５強で第２配備、震度６弱以上で第３配備としている。

引き続き様々な災害に対応し、確実な初動体制を構築するため、課題を整理した上で研修及び訓練を強化する必要がある。

・災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部の設置を検討するなど、防災組織体制の強化を図っている。災害時の対応力向上のため、常に防災体制の検証・見直しを行う必要がある。

・災害対応に関する職員研修の充実・強化

災害発生時に初動対応や応急対応を迅速かつ的確に行うために、各種訓練や講習会等を実施している。今後は、防災体制の見直しに合わせてマニュアルを随時見直し、そこで必要となる訓練を遅滞なく実施し、研修の充実・強化に努める。

・大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

大規模災害発生時の迅速かつ的確な初動対応及び職員の危機管理意識醸成を図るため、発災時の初動体制を確立するとともに被害情報収集等の初動対応訓練（職員参集訓練等）を実施している。引き続き初動対応をより迅速・的確に行うための体制見直し及び職員の危機管理意識醸成に努める必要がある。

・ **災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進**

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業等と協定を締結し、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を推進する必要がある。

・ **議会における非常参集体制の強化**

毎年、年度当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、緊急連絡網の確認を行っている。引き続き、様々な災害に対応するための研修及び訓練を実施する必要がある。

・ **災害装備資機材の整備の推進**

災害対応力強化のため、災害時の活動に必要な装備資機材について検討し、整備を継続実施している。引き続き必要な資機材の検討と整備を進める。

□ **地域防災力の強化**

・ **様々な事態を想定した図上訓練等の実施**

大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力強化を目的に、図上訓練を実施している。今後も防災体制の見直しの都度、訓練を実施し、町職員をはじめ関係者、町民のより一層の対応力強化を図っていく必要がある。

・ **住民参加型の地震防災訓練の実施**

町民の防災意識高揚と災害への対応力充実のため、県・町・防災関係機関、各種団体、住民等と連携した住民参加型の地震防災訓練を実施している。引き続き、住民・関係機関のより一層の対応力強化を図るため、多様な訓練を実施する必要がある。

・ **地区における防災訓練の実施**

地区で計画的に防災訓練を実施することで災害への対応力の強化を図る。そのための支援を実施する。

・ **地区防災計画等の作成促進**

各地区の自主防災組織の災害対応力強化を図るため、防災備蓄品の更新、図上訓練等の支援を行っている。今後は、自主防災組織と連携して地区防災計画、避難行動要支援者の個別計画の作成を推進していく必要がある。

・ 広域避難計画の策定及び訓練の実施

地震、水害による市町村域を越えた広域避難計画策定について、広域連携を図りながら引き続き検討していく必要がある。

・ 地域防災力の強化を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、自主防災組織に対する研修や訓練を定期的実施するとともに、県が主催する自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座への参加を促している。また、自助力の向上を図るため、毎年、町民を対象とした防災講演会等を実施している。今後は、地域防災リーダーと連携した防災力強化策を検討していく必要がある。

・ 自主防災組織の防災資機材の整備推進

自主防災組織では責任者を定め、防災資機材の定期的な点検整備を実施している。町と自主防災組織が連携して、引き続き防災力強化に資する防災資機材の整備を計画的に進めていく。

・ 災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の推進

ボランティアセンター設営については、その必要性に始まって運営の困難性や問題点など学ばねばならないことが非常に多く、多岐にわたるので、各種研修・訓練が急務である。また、防災関連NPOを交えたボランティア団体・民生委員・地区住民等の連携体制の構築も必要になる。

・ 消防防災ヘリポートの確保・整備の推進

災害時に孤立地域への災害対策やヘリコプターによる傷病者の緊急輸送、物資輸送を円滑に行うため、必要な地点にヘリポート指定するとともに整備を実施した。今後は、その実効性を確認し、必要に応じて修正していく。

・ 避難所運営マニュアルの作成促進

災害発生時、自主防災組織による適切な避難所運営ができるよう、感染症対策を考慮した避難所運営マニュアルを作成する必要がある。また、全ての避難所で適切な取り組みが行われていくよう支援する必要がある。

・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

地域の防災対応力充実のため、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。

・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

「南部町地域防災計画」に基づき、町は、避難所を設置した場合、県及び関係機関と協力し、飼い主に受け入れ可否や飼育についての指導を行う。動物愛護及び環境衛生の維持のための体制整備には、今後も関係機関との連携が求められる。

・備蓄物資等の確保

災害の被災想定に対応できる備蓄を確保するため、各地区に物資等を逐次計画的に備蓄している。今後は、感染症も考慮した備蓄必要量の継続確保について再検討しながら備蓄物資等の確保を図っていく必要がある。

また、福祉避難所等の備蓄資機材について、日本赤十字社から毛布、担架、救急箱の提供を受け、備蓄している。引き続き、町と日本赤十字社が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄資機材の確保を図っていく必要がある。

・防災士の養成

防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力向上につなげていくことが求められている。県と連携して防災士養成講座への参加を促進し、防災士を養成していく必要がある。

□消防、救助、救急体制の強化

・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進

消防団活動は地域防災に欠かせず重要度が増しているが、人口減少等でなり手不足が課題になっている。消防団員の確保には、団員が入団しやすく活動しやすい環境を創出する必要があり、その環境を生み出すために何が必要か検討を重ねている。引き続き団員の確保及び団の活性化に取り組む必要がある。

・消防団の救助資機材等の整備推進

災害等の発生時において、町の消防団がより効果的な活動ができるよう、救助用資機材等の整備促進を図る必要がある。

□交通規制及び交通安全対策の実施等

・交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

交通誘導や交通障害の除去等には、関連事業者の支援・協力が必要になる。被災建物や放置車両の排除等による避難路確保のための各種訓練等について、県及び県警察と連携して取組み、関連事業者の支援・協力体制の確保に努める必要がある。

・災害対策用交通安全施設等の整備の推進

発災後の道路交通安全確保のため、カーブミラー等の施設整備を進めている。一方、幹線道路等では、信号機の滅灯による避難の遅れや交通事故発生のおそれがある。そういった事態を回避するため、電源附加装置の整備を関係機関に要請するなど、災害時の交通の安全と円滑化を図っていく必要がある。

・緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施

災害時の緊急輸送道路の確保のため、関係機関と連携し、緊急輸送道路確保等訓練に取り組む必要がある。

□町庁舎等の耐震対策

今後想定される地震災害に対して、耐震性のない町有建物の耐震改修及び解体等を実施し耐震対策を講じている。老朽化の著しい町総合会館は令和4年度に解体する予定であり、その他用途廃止予定の建物についても解体の検討を進めている。今後も町有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理を図る。

② 住宅・都市

□地域防災力の強化

・耐震性貯水槽の整備推進

消防防災施設の整備を促進するため、地域の要望等を踏まえ、耐震性貯水槽の整備を進める必要がある。

・町立小中学校における避難所運営体制（エリア防災会）の整備推進

町内小中学校を拠点としたエリア防災会は全ての学校に設置しており、学校独自の避難所運営マニュアルの作成も完了している。防災設備、備蓄品等の確保も進み、毎年各エリアの区長等と防災会議を開催し、保管場所、備蓄品等の確認作業を進めてきた。今後も引き続きエリア内の住民と協力し、整備を進めていく必要がある。また、統合に伴い廃校となった学校の避難所運営体制について関係者を交えて構築する必要があるほか、大規模災害等を踏まえたマニュアルの見直し、備蓄品の増量等、各種想定の見直しが必要となる。

・文化施設等における防災対策の推進

文化施設（文化ホール、文化館、富沢図書館、スポーツセンター等）の来館者を災害時に安全に避難させるために避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、職員の対応能力や技術の向上と維持に努めている。来館者の安全確保のため、継続して取組む必要がある。

□帰宅困難者対策等の推進

・ 帰宅困難者等の搬送体制の構築

鉄道事業者への早期復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路確保要請を迅速に行うとともに、帰宅困難者及び滞留者の一時的な避難所確保に努める。孤立集落の住民を迅速かつ適切に安全な場所へ輸送するため、関係機関と定期的に協議を行い、連絡・搬送体制の確立を図る必要がある。

・ 庁舎内の避難者の対応検討

災害時の帰宅困難者、滞留者の一時避難のため、町有施設の開放の方針を作成する必要がある、適切な運用が求められる。

・ 帰宅困難者対策の推進

帰宅困難者の一時避難のため、町有施設での受け入れを検討する必要がある。

□自立・分散型エネルギーシステムの導入等

・ 防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

防災拠点となる本庁舎、分庁舎、万沢支所に非常用電源を整備している。今後は、通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、太陽光発電設備や蓄電池等、災害時に有効な自立・分散型電源を導入していく必要がある。

□災害時応急対策の推進

・ 災害時における応急対策業務の協力体制の構築

災害時には迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制を確立しておく必要がある。山梨県トラック協会とは応急活動の協力に関する協定を締結しているが、他に協定を締結して取組む必要がある業務について検討を進め、適切な協定締結に努める。

・ 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の整備推進

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するためには、仮設住宅を取り扱う関係団体や県と連携を図り、事前の協定締結が必須となる。また、民間賃貸住宅の提供については、民間業者との協力体制を構築していく必要がある。

・町営住宅等の空室の提供マニュアルの整備・運用

災害時に被災者に対して公営住宅を提供するためのマニュアルを整備し、迅速な対応ができるよう準備する必要がある。

・災害時における電源確保の推進

災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとともに、集中型電源が喪失した際、復旧までの間の緊急電源の確保が必要である。町の防災拠点には非常用電源を整備しているが、今後は通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、太陽光発電設備や蓄電池等、災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要がある。

・応急給水資機材の整備推進

災害時の応急給水資機材整備を進めているが、今後は広域に及ぶ災害への対応を検討し整備を進める必要がある。

・給水協力関係の強化

広域災害では、給水支援を国や県に要請することになる。関係機関との連携強化を図っていくとともに、あらゆる災害に対応するための訓練を実施する必要がある。

□インフラの長寿命化、耐震化

・水道施設及び水道管の耐震化の推進

水道管の布設替えによる耐震化の推進を図っており、年次計画で事業を進めている。引き続き、老朽化水道施設の耐震化に向けての改修及び緊急給水資材の確保や施設整備を推進していく必要がある。

・町営住宅の長寿命化の推進

町営住宅（公営住宅法）の安全性の確保・向上を図るため、これまで北坂団地の防水・外壁工事を行い、一定の効果があった。他の町営住宅は老朽化が進んでいるため入居者退去後は随時解体撤去している。その他はサンテラス内船を中心としてリフォームを行い、安全な生活環境整備に努めているが、経年劣化は避けられない。今後は長寿命化計画を策定し、建替えや改善事業に取り組む必要がある。

□災害に強いまちづくりの推進

・空き家対策の推進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「南部町空家等対策計画」により、周辺に著しく悪影響を及ぼす恐れのある空き家等に対し、各種措置を実施する体制を整えている。今後も空き家の有効活用という視点を加えながら対策を検討していく必要がある。

□建築物等の耐震対策の推進

・木造住宅等の耐震化の促進

住宅・建築物の地震に対する安全性向上のため、昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等に対する補助など、耐震化の促進を図っているが、耐震化が未実施の木造住宅はまだ多数ある。建築関係団体と連携し、引き続き出張講座や個別訪問を行うとともに、南部町耐震改修促進計画に基づき、耐震化促進のためのきめ細やかな対策を推進する必要がある。

・避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物について耐震診断を行った。耐震性能が低い建造物の所有者に耐震化の必要性や補助制度についての情報提供や技術的な助言等を継続的に行っていく必要がある。

・保育所・幼稚園の耐震化の推進・促進

栄・富河の町立保育所 2 施設は、耐震診断において基準を満たしている。今後も安全点検、特殊建築物定期調査等を行い安全に備える。なお、地盤に不同沈下は認められないが、今後調査の必要性について検討する。私立幼稚園については、施設の安全確保を促進していく。

・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定及び被災住宅危険度判定は、迅速かつ適切に実施することが求められるため、県とともに判定士の養成講習や模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修への参加、登録を呼びかけている。引き続き技術の向上を図り、安定した人員の確保に努める。

また、毎年、県主催で市町村が参加する応急危険度判定士出動要請訓練を実施している。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）が必要になる。

・小中学校校舎、屋内運動場及び柔剣道場の耐震対策の推進

学校施設は避難所に指定されているため、児童生徒の安全確保はもとより、避難所としても耐震性を確保する必要がある。施設を長期に維持していくためには、学校施設長寿命化計画による計画的な改修が必要となる。

・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

文化財所有者または管理者の防災意識の高揚に努めるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

□地域活性化との連携

・地域コミュニティ維持・活性化支援

地域コミュニティは、災害時の避難行動等の災害対応、復旧・復興において重要な役割を担っている。住民の自主性・主体性を尊重しながら、世代間交流の活性化やコミュニティの組織・体制づくりに対する支援を引き続き行っていく必要がある。また、人口減少と高齢化によるコミュニティ機能の低下が懸念されており、維持対策を急ぐ必要がある。

・買い物弱者対策への支援

地域の商店街等が買い物環境の利便性向上を図ることにより、地域コミュニティの活性化が期待できる。地域コミュニティの強化は、災害時の連携や要配慮者の把握など、地域防災力向上につながることから、商店や商店街が行う買い物弱者対策へのさらなる支援が必要である。

③ 保健医療・福祉

□福祉避難所等の運営体制の充実等

・避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

災害時の要支援者の円滑な避難のため、避難行動要支援者名簿・避難行動要支援者支援マニュアルを作成し、更新・改定を行っている。今後さらに災害時要支援者対策を進めていくためには、地震防災訓練などを通じ、要支援者に配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促していく必要がある。

・女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進

福祉避難所等の運営については、関係機関等と連携・協力する中、適切な避難所運営の推進を図っている。運営マニュアル策定は、関係者に働きかけ協議して進める必要がある。今後も災害時要配慮者に配慮した避難所内の住みわけを行うなど、避難所運営体制の充実に取り組んでいく必要がある。

・避難行動要支援者支援マニュアルの策定・運用

災害時の要支援者支援対策推進のため、平成 20 年 9 月に作成した避難行動要支援者支援マニュアルを令和 3 年 3 月に改訂した。今後は、福祉避難所設置、運営訓練等を通じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。

・災害時要援護者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

災害時要配慮者の避難誘導や避難所開設訓練等については、社会福祉協議会等、関係機関と連携・協力する中、定期的な防災訓練や各種訓練を実施しており、今後も継続する。

□地域防災力の強化

・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

「南部町地域防災計画」に基づき、町は、避難所を設置した場合、県及び関係機関と協力し、飼い主に受け入れ可否や飼育についての指導を行う。動物愛護及び環境衛生の維持のための体制整備には、今後も関係機関との連携が求められる。

□災害時応急対策の推進

・災害時における保健医療救護の協力体制の構築

大規模災害時の初動期は、町独自で医療救護活動をすることになり、多くの傷病者が発生した場合には、町内の医療機関だけでは十分な医療を提供できない事態も起こりかねないため、地域住民による救護活動の実施を支援する必要がある。

□社会福祉施設の防災資機材等の整備

・高齢者施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進

高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の実地指導において施設ごとの整備状況を確認するとともに不備等があった場合には改善を指導している。引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。

障害者福祉施設においては、通所者の引き渡しまでの間、食料・飲料水等を備蓄しておく必要がある。

□災害時要援護者等の支援体制の充実

・災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

在宅の要援護者が高齢者施設等を避難所として活用するため、町と高齢者施設等で協定を締結し、利用体制を整備する必要がある。

高齢者施設が被災し、入所者の避難が必要となる場合は、他施設で入所者を受け入れ

るために、日頃から施設ごとの受け入れ可能人数や運用上の課題等を県・町・施設において共有・検討し利用体制を整備する必要がある。

児童福祉施設の利用促進・避難所運営体制の整備は今後検討を進め、適切に対応する必要がある、関係機関等と連携・協力し、支援体制の充実に努める。

・災害時の介護支援者の確保推進

災害の発生に備え、介護支援者の確保を進める必要があるが、介護人材が不足しているのが現状である。今後も介護支援者養成機会を設けるなど、介護支援者確保に努める。

・障害者に対する情報支援体制の構築

避難行動要支援者名簿に登録されている障害者や高齢者に対して、令和３年３月に作成が努力義務化された個別避難計画を作成する必要がある。さらに、障害者や高齢者などの災害時要支援者への支援体制構築についても検討していく必要がある。

□災害時保健医療体制の整備

・災害時における保健指導マニュアルの作成

災害時の健康相談や健康指導などの保健師活動の基本的内容を定めた「災害時における保健師活動マニュアル」を作成しているが、平常時から災害時を想定した準備をしておく必要がある。

・災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

被災地住民の食生活や栄養状態を、できるだけ早く平常時まで回復させるために、関係機関と連携して支援活動を行う。そのためには、県が策定した「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を参考にしながら支援体制づくりについて検討していく必要がある。

・医薬品等の備蓄・供給体制の整備

町立診療所における災害時の備蓄としての医薬品の備えは無い。広域災害救急医療情報システム（EMIS）による医薬品供給要請を行うことで緊急時の医薬品不足に対応できるが、医薬品等の備蓄を検討する必要がある。

・災害時医療従事者の確保

大規模災害時に、町内で医療従事者を準備なしに確保することは難しく、事前に看護師経験者を登録し、有事の際に協力が得られるよう講習会や訓練等を通して体制づくりを行っておく必要がある。

今後、医療機関と連携して体制整備の検討を進める。

・ **透析患者及び在宅酸素使用者の支援体制の整備**

透析患者及び在宅酸素患者の名簿を同意を得て整備している。透析患者については、災害時に通院できなくなった場合に備え、事前に透析医会等関係団体と協議し、受け入れ先の確保や移送手段について検討しておく必要がある。在宅酸素患者については、災害時に停電が発生し、酸素供給装置が使用できなくなった場合に備え、通電している避難所への移送手段について検討しておく必要がある。

□ **建築物等の耐震対策の推進**

・ **医療施設の耐震化の推進**

南部診療所、万沢診療所とも耐震化は完了しているが、建物の経年劣化等も考慮し、災害拠点医療施設としてさらに耐震診断等を実施し、引き続き耐震改修等を実施する必要がある。

□ **地域活性化との連携**

・ **高齢者の生きがいがづくり、健康づくり活動への支援**

高齢社会における高齢者の生きがいがづくり、健康づくり活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。

④ **産業・エネルギー**

□ **発災後のインフラ復旧対策の推進**

インフラ復旧対策には、道路の通行確保が最優先であるため、関係機関と連絡調整を図り、道路災害状況を迅速に把握し、道路通行の早期復旧に努める必要がある。

また、電力供給各社との連携を強化し、災害時においても安定的に電力供給を実施することができる体制づくりも必要になる。

□ **自立・分散型エネルギーシステムの導入等**

・ **木質バイオマスの利活用の推進**

南部町バイオマス発電所の稼働（R3～）により、町内最大の避難所となるアルカディアスポーツセンターに恒常的な排熱供給と災害等有事の際の電気供給の態勢が整い、避難所機能が向上した。

また、町内の森林資源を活用した木質バイオマスガス化発電のため、森林整備の推進、健全な森林育成が期待できるため、山地災害の危険性低下につなげていきたい。

- ・ **燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進**

災害時に電力供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能となる燃料電池自動車や電気自動車の普及促進に努めるとともに、庁用車への導入も検討していく必要がある。

- ・ **小水力発電等導入の促進**

災害リスクを回避・緩和するため、電源の多様化や自立・分散型電源の普及が必要である。

- **企業に対する災害時支援制度の充実等**

- ・ **事業継続支援制度の検討**

防災・減災対策に対する低利融資や補助金などの支援を活用するための事業継続力強化計画について、関係機関と連携して策定を支援する。

- **滞留旅客対策等の推進**

- ・ **観光事業者等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進**

帰宅困難者・滞留旅客者について、観光業者と情報共有体制を整備するとともに一時滞在場所や災害備蓄品を確保する必要がある。

- **防災・災害情報提供体制の整備**

- ・ **外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備**

県及び関係団体と連携し、外国人旅行者に対する適切な防災・災害情報を提供するためには、語学に関するボランティアの活用を検討していく必要がある。また、観光案内だけでなく災害時の情報提供を多言語化して、言葉が通じなくても見ればわかる情報提供ツールを検討し実用化していくことも必要になる。

- **建設産業を担う人材の確保等**

- ・ **建設産業を担う人材の確保・育成の推進**

建設産業における労働力確保は重要な課題となっている。今後も労働者の減少が続くと、災害対応やインフラ整備など国土強靱化に支障をきたす恐れがあるため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図る必要がある。

- **地域活性化との連携**

- ・ **町内への企業移転等の推進**

都市からの新たな人の流れを生み出し、雇用の機会を創出するため、事業所等の一部

機能の移転等を推進する必要がある。

・ **町産材需要拡大の推進**

公共建築物の木造・木質化を進めることで町産材をPRしていくことを検討するとともに、森林環境譲与税を活用した事業も検討する必要がある。

⑤ 情報通信

□防災・災害情報提供体制の整備

・ **被災者に対する情報提供**

FM告知端末放送、広報車、電話等を通じ、また町ホームページ、SNS等により迅速に情報提供を行う。今後、地域の状況や災害の内容に応じ、多様な伝達手段を確立していく必要がある。

・ **災害時広報マニュアルの策定・運用**

FM告知端末放送、広報車、電話等を通じ、また町ホームページ、SNS等により迅速に広報を行うものとする。様々な状況下での広報活動を検証し、適時適切な広報のためのマニュアル策定が必要となる。

・ **外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備**

県及び関係団体と連携し、外国人旅行者に対する適切な防災・災害情報を提供するためには、語学に関するボランティアの活用を検討していく必要がある。また、観光案内だけでなく災害時の情報提供を多言語化して、言葉が通じなくても見ればわかる情報提供ツールを検討し実用化していくことも必要になる。

・ **外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備**

外国人住民に対する適切な防災・災害情報の伝達には多言語による情報が求められる。事業所や関係団体と連携し、事前に提供できる情報の用意と災害時の対応方法を検討するとともに相談体制を整備しておく必要がある。

□行政の災害対応力の強化

・ **各種システムの緊急時運用体制の確立**

・ **被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備**

「南部町セキュリティポリシー」に則り、峡南広域行政組合・情報センターと連携して緊急時に備えるほか、「情報システムに関する業務継続計画」を策定し、災害時に主要情報システムの早期復旧を図る体制作りが必要である。

・行政データ、プログラム等のバックアップ機能強化

主要データについては、月 1 回峡南広域行政組合・情報センターにより災害対策が施された施設へ保存をしているが、町サーバ等も災害対策整備を図り、より高いレベルでデータを保護していく必要がある。

□発災後のインフラ復旧対策の推進

電力供給各社との連携を強化し、災害時においても安定的に電力供給を実施することができる体制づくりが必要。同時に電線（光ファイバー等）の復旧対応力の向上を図るとともに、災害時に対応可能な Wi-Fi 整備箇所は、「南部町地域防災計画」に則って適切に開放し、情報通信手段を確保する必要がある。

□被災情報の収集体制の確立

・総合的な防災情報システムの構築

県、市町村、防災関係機関等で災害対応状況を共有し、町民に対し速やかに避難情報等を提供するための「総合防災情報システム」を平成 29 年 3 月に構築し、運用している。今後も県や関係機関と連携し、迅速で的確な初動対応のために同システムを適切に運用していく必要がある。

・ドローンによる被害状況等の情報収集体制の確立

危険な災害現場の被害状況をより早く入手するために、ドローンの活用について検討を進め、迅速な情報の収集体制を整備する必要がある。

・被害状況等の効果的情報収集体制の確立

災害発生時の情報収集に有用な衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討し、効果的情報収集体制確立を図る。

□通信機能の強化

・災害時の災害拠点医療施設等における通信機能の確保

災害時、回線の混雑や切断に左右されない通信手段として本庁舎、分庁舎、万沢支所、南部医療センター、各区に衛星携帯電話を整備し、必要な連絡・情報伝達を行うため、年 2 回通信訓練を行っている。

また、医療センターは広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、災害時に圏域を越え医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速な医療・救護に関わる情報を集約・提供できるよう体制を整えているが、災害時に円滑な運用ができるよう訓練を重ねていく必要がある。

・ **防災無線、防災衛星電話、FM告知端末放送等による情報伝達機能の強化**

FM告知端末放送は、光回線を利用し町内全世帯に設置されている。このシステムにより、定時放送、臨時放送、緊急放送を送信している。緊急放送は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）から、災害の発生又は予知をすべての放送に優先して告知する。引き続き、適正な維持管理に努めるが、光ファイバー断線時は使用不可能となるため、対策を検討する必要がある。

防災無線は各区長及び町消防団各部に配備し、防災衛星無線は孤立する恐れのある集落に配備しており、災害時にはそれらにより情報伝達を行っている。引き続き平時から各通信機器による訓練を実施していく必要がある。

・ **公衆無線LAN環境の整備促進**

南部町公共施設（7箇所）へ無料公衆無線LAN（FreeWi-Fi）を整備した。災害時等を想定したさらなる環境整備促進を図る必要がある。

⑥ **交通・物流**

□ **緊急物資・燃料の確保**

・ **緊急物資の調達（調達の協定）**

災害発生時の緊急物資調達については、民間企業等と協定を締結し、緊急物資の確保に努めている。引き続き民間企業等との協定締結を進めていく必要がある。

・ **緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備）**

災害発生時の緊急物資調達については、民間企業等と協定を締結し、緊急物資の確保に備えている。一方、救援物資の受入れや調達した物資の配分については、体制整備が遅れている。関連部署間の迅速かつ効率的な対応のための体制整備と訓練が必要となる。

・ **災害時における燃料確保の推進**

災害発生時の燃料確保については、LPガス協会と避難所への優先供給協定を締結している。また、本庁舎、分庁舎には非常用発電設備と少量危険物保管庫を設置しており万沢支所には非常用発電設備を設置してある。今後は、石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定締結を働きかける。

・ **災害に強い物流システムの構築**

災害に強い物流システムを構築するため、山梨県トラック協会と協定を締結し、物資

の荷役・配送作業に係る体制を整備している。今後は、関係機関と連携し、救援物資の受入れ方法、手段等について訓練等を通して検討する必要がある。

□発災後のインフラ復旧対策の推進

インフラ復旧対策には、道路の通行確保が最優先であるため、関係機関と連絡調整を図り、道路災害状況を迅速に把握し、道路通行の早期復旧に努める必要がある。

また、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合においては、これらの機能や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。そのための対策に関係機関と連携して取り組む。

□災害時応急対策の推進

・災害時における応急対策業務の協力体制の構築

災害時には迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制を確立しておく必要がある。山梨県トラック協会とは応急活動の協力に関する協定を締結しているが、他に協定を締結して取り組む必要がある業務について検討を進め、適切な協定締結に努める。

・道路の点検・啓開方法マニュアルの策定及び訓練の実施

災害時に道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための訓練を実施しており、一定の効果は認められるが、より適切な運用ができるようマニュアルを策定し、訓練を実施していく必要がある。

□建設産業を担う人材の確保等

・建設産業を担う人材の確保・育成の推進

建設産業における労働力確保は重要な課題となっている。今後も労働者の減少が続くと、災害対応やインフラ整備など国土強靱化に支障をきたす恐れがあるため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図る必要がある。

□災害に強いまちづくりの推進

・電線類の地中化の推進

急傾斜地が多く集落が点在し、連結・施工条件が厳しいことから未実施であるが、魅力ある景観を創出するとともに、災害時に電柱等の倒壊による通行障害を防止し、ライフラインを確保するため、今後は電線類の地中化を推進していく必要がある。

□道の駅等への防災施設の整備

・道の駅等の防災機能の確保

「道の駅なんぶ」に支援物資の受入拠点として防災倉庫を整備した。災害発生時の迅

速かつ的確な応急対策と関係機関の協働、防災活動の啓発等を目的に、国土交通省と「災害時における「道の駅なんぶ」の利用に関する協定」を締結している。今後は、さらなる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行っていく必要がある。

□災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、集落の孤立化防止）

町内林道は43路線、総延長は102 km。うち災害時の山村集落孤立防止に資する路線は1路線である。当該路線の橋りょう点検の結果、補修を要する橋りょうが2橋あった。大規模災害発生時に道路ネットワークとしての効果が見込めるため、優先的に整備する必要がある。

・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

林道施設（橋りょう）点検により作成した個別施設計画に基づき、計画的に修繕していく。林道橋は全体で66橋あり、利用頻度の高さや代替輸送路としての重要度、判定結果などを勘案して整備を進め、林道の機能強化を図っていく必要がある。

・基幹農道の整備

農道は、農産物の生産流通や緊急避難路の補助的な役割を担っている。今後、老朽化等安全性の調査を進め、避難路に接続する一定要件農道を優先的に整備し、機能維持・強化を図っていく必要がある。

・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

重要な物流道路及び代替路、補完路の整備を優先させ、災害時における物流機能を確保するとともに、広域的な避難路確保策として幹線道路等の整備を推進しているが、未だ整備を必要とする箇所が多く残っている。災害時の非常事態に対応する道路網の確保のために、引き続き幹線道路等の整備を進める。

・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

生活道路の整備は、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながるものとなる。しかし、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要である。今後も生活道路の整備を進める。

・道路防災危険箇所等の解消

道路法面崩壊や路肩決壊、倒木等の危険箇所解消のため、法面对策工や立木整備等の防災対策を実施している。引き続き危険箇所の解消を図っていく必要がある。

□インフラの長寿命化、耐震化

・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進

緊急輸送道路は、中部横断自動車道・国道 52 号線が第 1 次緊急輸送道路、国道 469 号線・県道富士川身延線・県道内船停車場線・県道釜の口塩沢線が第 2 次緊急輸送道路である。今後も関係機関と情報を共有化し、橋りょうの耐震化に取り組む。

・橋りょうの長寿命化の推進

町道の橋りょうは、橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、182 橋を 5 つのブロックに分けて点検を実施しており、その結果を踏まえて順次補修工事を行っている。令和 2 年度末の評価は、健全：約 6 割、予防保全段階：約 4 割で、修繕が完了している橋りょうは 21 橋だった。継続して適切な維持管理と修繕の進捗を図っていく。

□降灰対策の推進

・富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道、道路交通等の確保を図る体制づくり

風向きによっては本町に相当量の降灰があり、鉄道施設や車両等に大きな被害が予想されるため、鉄道関係機関との情報共有と対応が求められる。また、気象台からの情報及び分析を基に関係自治体や道路管理者等と道路啓開に関する情報共有と体制確保に努め、適切な対応を図る必要がある。

□道路除排雪計画の策定

・道路除排雪計画の策定、運用

平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行わなければならない。

町道に関しては、町内土木関係業者との年間除雪業務委託契約により降雪時に備えているが、自社保持機械の不足による賃貸のため作業開始に時間を要し、緊急時の早期対応が厳しい状況にある。また、他の道路管理者との連携も求められており、より効果的・効率的な除雪体制を確立する必要がある。

⑦ 農林水産

□森林の公益的機能の維持・増進

林相区分図や傾斜区分図などにより、町内の森林の現況を把握し体制上で経済性や公益性の観点から優先度を判定し、森林環境譲与税を活用した森林整備を推進していく。町内の森林は、全体的に伐期を迎えているため、皆伐等により森林を更新していく必要がある。

□自立・分散型エネルギーシステムの導入等

・木質バイオマスの利活用の推進

南部町バイオマス発電所の稼働（R3～）により、町内最大の避難所となるアルカディアスポーツセンターに恒常的な排熱供給と災害等有事の際の電気供給の態勢が整い、避難所機能が向上した。

また、町内の森林資源を活用した木質バイオマスガス化発電のため、森林整備の推進、健全な森林育成が期待できるため、山地災害の危険性低下につなげていきたい。

□災害時応急対策の推進

・災害時における応急対策業務の協力体制の構築

災害時には迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制を確立しておく必要がある。山梨県トラック協会とは応急活動の協力に関する協定を締結しているが、他に協定を締結して取り組む必要がある業務について検討を進め、適切な協定締結に努める。

・環境悪化を防ぐための応急対策の推進

環境センター及び峡南衛生組合による施設の被害状況や収集運搬体制の確認と同時に、廃棄物発生量の推計に必要な情報を収集して応急対策を講じる。廃棄物やし尿の処理が滞ることによる環境悪化を防ぐための対策を検討する必要がある。

□土砂災害対策の推進

・治山事業による土砂災害対策の推進

山地災害危険パトロールを毎年実施している。施設は一定の成果を上げているが、林地荒廃が進んでいるため抜本的な山林整備（間伐、皆伐等）による対策が急務である。

県治山事業は、令和元年度に土石流災害のあった万沢中沢地内の矢口沢川と大城地区、本郷、内船地区等の治山事業を実施する計画である。町においても令和3年度より県単治山事業を取り入れ、県と連携して小規模治山工事を実施していく。

□農地の保全等による災害対策の推進

・農村資源の保全管理活動の推進

被害拡大に影響を及ぼす荒廃農地の解消、農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより被害の発生を防ぎ、荒廃解消を図っている。引き続き農村資源の保全管理を推進するが、人口減少を踏まえた土地活用の方策も検討していく必要がある。

・老朽化した農業用ため池の整備

ため池の地質等調査を行い、決壊した場合のハザードマップを地域住民に周知し、避

難経路を利用した避難訓練を実施する必要がある。

また、ため池を利用する農地が荒廃している場合、農地所有者とともにその必要性を再確認し、必要がない場合は廃止工事を検討する。

・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農業用水利施設は、河川敷内や急傾斜地に整備されており、土砂災害を防ぐための流木被害対応強化、山地災害対策の強化を図っていく必要がある。また、災害時に適切かつ迅速な復旧活動ができる体制の整備も必要になる。

・基幹的農業水利施設等の整備

これまで営農に要する農業用水を安定して供給するための整備を進めており、農業生産の維持・経営安定に寄与している。しかし、老朽化が進んでおり、計画的な補修・補強が必要である。

・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

浸水等を防ぐため、施設の適切な管理・整備に取り組んでいる。今後も地域の実情を踏まえながら老朽化した農業用水利施設の機能の維持・強化等を図っていく必要がある。

□農林産物の生産技術の普及等

・農林産物の生産技術対策の普及

・農林業者に対する経営支援制度の周知

災害発生後の被害状況把握の体制を構築しつつ、あらゆるパターンを想定し、事前対策による予防策の徹底や事後対策の迅速かつ的確な実施に努める。併せて経営支援制度を周知し、農林業者の経営再建を支援する必要がある。

□放射性物質等の検査体制の整備

・流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備

県が実施する流通食品・水道水の放射性物質検査について、迅速かつ効率的に実施できるよう県と連携を強化し、確実な検査体制を整備する。

・農産物の放射性物質等検査体制の整備

農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、関係機関と協議して有害物質の大規模拡散・流出を想定した検査体制の整備を検討する必要がある。

□災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・ **基幹農道の整備**

農道は、農産物の生産流通や緊急避難路の補助的な役割を担っている。今後、老朽化等安全性の調査を進め、避難路に接続する一定要件農道を優先的に整備し、機能維持・強化を図っていく必要がある。

- **農業・農村の多面的機能の維持・増進**

- ・ **荒廃農地解消対策の推進**

農業従事者の高齢化及び担い手不足による荒廃農地の発生防止のため、農業関連交付金の周知や認定農業者など農業従事者の生産活動支援に取り組んでいる。今後、地域の実情に応じて必要な対策を講じ、農業・農村の多面的機能の維持に努める。

- ・ **農地の整備（生産基盤の整備）**

農地は、農業生産による食料の安定供給や農業・農村が有する多面的機能を発揮するための基盤となる。しかし、農業従事者の高齢化及び担い手不足のため、荒廃農地が増加しつつある。農業関連支援制度や認定農業者制度による生産活動支援などの活用を推進するとともに農業基盤整備を進め、農地保全と安定した農業生産を確保していく必要がある。

- **地域活性化との連携**

- ・ **町産材需要拡大の推進**

公共建築物の木造・木質化を進めることで町産材をPRしていくことを検討するとともに、森林環境譲与税を活用した事業も検討する必要がある。

- ・ **新規就農の促進、高齢者就業機会の確保**

県の就農相談等を周知し、就農意欲を喚起して新規就農者を確保し育成する。さらに各種補助制度を活用して就農定着を促進する。また、身体への負担が少ない施設栽培に取り組もうとする参入企業等を支援し、高齢者就業機会の確保にも努める必要がある。

- ・ **6次産業化支援体制の充実**

農林漁業者の所得や地域雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、農林産物等の地域資源を活用した6次産業化に取り組もうとする農林漁業者を支援し、取組みを拡大する必要がある。

- ・ **就農定着支援の充実、企業の農業参入の促進**

新規就農者を増加定着させるため、青年等就農計画等の認定及び峡南地域普及センターとの連携による計画の照査、改善等を行うサポート体制を構築していく。また、企業

農業については、本町の優位性をPRしつつ、集約したほ場の整備や取得を促進する必要がある。

・ **町産材の安定供給のための基盤整備**

町産材を低コストで安定的に供給するため、林道や作業道などの林路網の整備を推進する必要がある。

・ **町内への移住の促進**

地域活性化を目的とする移住・定住に取り組んでいるが、今後も地域の担い手となる人材確保のためにさらなる移住促進を図っていく必要がある。

⑧ 国土保全

□原子力災害対策の推進

正確な情報収集と対策の検討について、国・県・関係機関との連携を図るとともに適時・適切な周知について検討する必要がある。

□森林の公益的機能の維持・増進

林相区分図や傾斜区分図などにより、町内の森林の現況を把握した上で経済性や公益性の観点から優先度を判定し、森林環境譲与税を活用した森林整備を推進していく。町内の森林は、全体的に伐期を迎えているため、皆伐等により森林を更新していく必要がある。

□災害廃棄物処理体制の整備

・ **災害廃棄物の処理体制の整備**

「南部町地域防災計画」に基づき、災害廃棄物等の適正処理について、県及び一部事務組合と連携して処理する体制となっている。今後も早期に復旧・復興できるよう体制の充実を図る。

・ **災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）**

町のみで災害廃棄物・し尿等の処理が不可能な場合は、県や他自治体等に応援要請して速やかに収集・処理を行うため、連携強化は必須である。また、廃棄物の仮置き場は、廃棄物の分別、破碎・選別等を考慮し、予定場所以外にも候補地を検討する必要がある。

□災害時応急対策の推進

・ **災害時における応急対策業務の協力体制の構築**

災害時には迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制を確立しておく必要がある。山梨県トラック協会とは応急活動の協力に関する協定を締結しているが、他に協定を締結して取り組む必要がある業務について検討を進め、適切な協定締結に努める。

□土砂災害対策の推進

・ 治山事業による土砂災害対策の推進

山地災害危険パトロールを毎年実施している。施設は一定の成果を上げているが、林地荒廃が進んでいるため抜本的な山林整備（間伐、皆伐等）による対策が急務である。

県治山事業は、令和元年度に土石流災害のあった万沢中沢地内の矢口沢川と大城地区、本郷、内船地区等の治山事業を実施する計画である。町においても令和3年度より県単治山事業を取り入れ、県と連携して小規模治山工事を実施していく。

・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

砂防施設の整備充実により、土砂災害から守られる人家戸数を着実に増加させる必要がある。

県は現在、成島南俣川、内船樋の沢川、福士鯨野川・竹の沢川の4箇所について事業を行っているが、既存砂防堰堤にも堆砂して十分な機能が果たせず砂防指定区域内の上流部に増設が必要な箇所がある。町は、県事業及び河川区域外への治山工事について県と連携・協力して取り組んでいく必要がある。

なお、土砂災害に関する情報収集については、現在整備されている河川管理情報システムのほか、新たに整備される河川、砂防堰堤等についても情報施設の整備を関係機関に働きかけ、迅速な状況把握ができる監視システム整備に努める。

□農地の保全等による災害対策の推進

・ 老朽化した農業用ため池の整備

ため池の地質等調査を行い、決壊した場合のハザードマップを地域住民に周知し、避難経路を利用した避難訓練を実施する必要がある。

また、ため池を利用する農地が荒廃している場合、農地所有者とともにその必要性を再確認し、必要がない場合は廃止工事を検討する。

・ 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

浸水等を防ぐため、施設の適切な管理・整備に取り組んでいる。今後も地域の実情を踏まえながら老朽化した農業用水利施設の機能の維持・強化等を図っていく必要がある。

・ 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農業用水利施設は、河川敷内や急傾斜地に整備されているおり、土砂災害を防ぐため

の流木被害対応強化、山地災害対策の強化を図っていく必要がある。また、災害時に適切かつ迅速な復旧活動ができる体制の整備も必要になる。

・ **基幹的農業水利施設等の整備**

これまで営農に要する農業用水を安定して供給するための整備を進めており、農業生産の維持・経営安定に寄与している。しかし、老朽化が進んでおり、計画的な補修・補強が必要である。

□ **洪水被害等を防止する治水対策の推進**

・ **洪水被害を防止する河川整備の推進**

近年、土砂などの堆積により河積が減少している河川が多く、計画堤防高に達していない護岸や未改修護岸など課題が山積している。引き続き関係機関と協議し、早期改修を働きかける。また、危険箇所の情報を共有しながら、危機管理体制の強化を図っていく。

□ **農業・農村の多面的機能の維持・増進**

・ **荒廃農地解消対策の推進**

農業従事者の高齢化及び担い手不足による荒廃農地の発生防止のため、農業関連交付金の周知や認定農業者など農業従事者の生産活動支援に取り組んでいる。今後、地域の実情に応じて必要な対策を講じ、農業・農村の多面的機能の維持に努める。

・ **農地の整備（生産基盤の整備）**

農地は、農業生産による食料の安定供給や農業・農村が有する多面的機能を発揮するための基盤となる。しかし、農業従事者の高齢化及び担い手不足のため、荒廃農地が増加しつつある。農業関連支援制度や認定農業者制度による生産活動支援などの活用を推進するとともに農業基盤整備を進め、農地保全と安定した農業生産を確保していく必要がある。

□ **水防対策の推進**

・ **水防訓練の実施**

水害から住民の生命と財産を守るため、毎年度、国土交通省が主催する水防訓練に水防団が参加している。水防技術の習得及び水防意識の高揚に一定の成果を上げているが、災害対応経験のない水防団員が多いことから、引き続き水防訓練に参加し、水防技術の向上・継承等を図る必要がある。

・ **水防用資材の備蓄の推進**

水害から住民の生命財産を守るため、水防用資材の備蓄と災害発生時の迅速な応急工事等が求められる。現在の備蓄内容は、災害の規模によっては十分と言えないため、引き続き資材の定期的な更新及び増強を図っていく必要がある。

□放射性物質等の検査体制の整備

・大気中の放射線測定体制の整備

大気汚染物質の測定は、山梨県が県内各所で行い、結果を県のホームページで公表している。引き続き情報共有や測定についての協力体制強化を図る。

□インフラ長寿命化、耐震化

・水道施設及び水道管の耐震化の推進

水道管の布設替えによる耐震化の推進を図っており、年次計画で事業を進めている。引き続き、老朽化水道施設の耐震化に向けての改修及び緊急給水資材の確保や施設整備を推進していく必要がある。

2. 横断的分野

① 老朽化対策

□公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

・公共施設等総合管理計画の見直しと管理

公共施設の老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎える中、人口減少や住民ニーズの変化から施設の在り方を再検討すべき時期を迎えている。今後の施設維持・管理にかかる財政負担を考慮しながら、最適な配置を実現するため、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和3年度中に見直して取り組む。

□医療施設の老朽化対策の推進

・医療施設の耐震化の推進

南部診療所、万沢診療所とも耐震化は完了しているが、建物の経年劣化等も考慮し、災害拠点医療施設としてさらに耐震診断等を実施し、引き続き耐震改修等を実施する必要がある。

□水道施設の老朽化対策の推進

・水道施設及び水道管の耐震化の推進

水道管の布設替えによる耐震化の推進を図っており、年次計画で事業を進めている。引き続き、老朽化水道施設の耐震化に向けての改修及び緊急給水資材の確保や施設整備を推進していく必要がある。

□道路、橋りょう等の老朽化対策の推進

・緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進

緊急輸送道路は、中部横断自動車道・国道 52 号線が第 1 次緊急輸送道路、国道 469 号線・県道富士川身延線・県道内船停車場線・県道釜の口塩沢線が第 2 次緊急輸送道路である。関係機関と情報を共有化し、橋りょうの耐震化に取り組む。

・橋りょうの長寿命化の推進

町道の橋りょうは、橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、182 橋を 5 つのブロックに分けて点検を実施しており、その結果を踏まえて順次補修工事を行っている。令和 2 年度末の評価は、健全：約 6 割、予防保全段階：約 4 割で、修繕が完了している橋りょうは 21 橋だった。継続して適切な維持管理と修繕の進捗を図っていく。

・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

林道施設（橋りょう）点検により作成した個別施設計画に基づき、計画的に修繕していく。林道橋は全体で 66 橋あり、利用頻度の高さや代替輸送路としての重要度、判定結果などを勘案して整備を進め、林道の機能強化を図っていく必要がある。

・基幹農道の整備

農道は、農産物の生産流通や緊急避難路の補助的な役割を担っている。今後、老朽化等安全性の調査を進め、避難路に接続する一定要件農道を優先的に整備し、機能維持・強化を図っていく必要がある。

・緊急輸送道路及び生活道路における老朽化対策

緊急輸送道路及び生活道路の老朽化対策は、災害時の非常事態に対応する道路網の確保のために優先すべき課題として取り組んでいる。引き続き未整備箇所解消と併せて整備していく必要がある。

□農業用施設等の老朽化対策の推進

・農村資源の保全管理活動の推進

被害拡大に影響を及ぼす荒廃農地の解消、農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより被害の発生を防ぎ、荒廃解消を図っている。引き続き農村資源の保全管理を推進するが、人口減少を踏まえた土地活用の方策も検討していく必要がある。

・老朽化した農業用ため池の整備

ため池の氾濫を事前に察知するため、水位等の情報通信システム整備の検討や耐震改

修工事が必要である。

また、ため池を利用する農地が荒廃している場合、農地所有者とともにその必要性を再確認し、必要がない場合は廃止工事を検討する。

・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農業用水利施設は、河川敷内や急傾斜地に整備されており、土砂災害を防ぐための流木被害対応強化、山地災害対策の強化を図っていく必要がある。また、災害時に適切かつ迅速な復旧活動ができる体制の整備も必要になる。

・基幹的農業水利施設等の整備

これまで営農に要する農業用水を安定して供給するための整備を進めており、農業生産の維持・経営安定に寄与している。しかし、老朽化が進んでおり、計画的な補修・補強が必要である。

・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

浸水等を防ぐため、施設の適切な管理・整備に取り組んでいる。今後も地域の実情を踏まえながら老朽化した農業用水利施設の機能の維持・強化等を図っていく必要がある。

・農地の整備（生産基盤の整備）

農地は、農業生産による食料の安定供給や農業・農村が有する多面的機能を発揮するための基盤となる。しかし、農業従事者の高齢化及び担い手不足のため、荒廃農地が増加しつつある。農業関連支援制度や認定農業者制度による生産活動支援などの活用を推進するとともに農業基盤整備を進め、農地保全と安定した農業生産を確保していく必要がある。

□町営住宅の老朽化対策の推進

・町営住宅の長寿命化の推進

町営住宅（公営住宅法）の安全性の確保・向上を図るため、これまで北坂団地の防水・外壁工事を行い、一定の効果があつた。他の町営住宅は老朽化が進んでいるため入居者退去後は随時解体撤去している。その他はサンテラス内船を中心としてリフォームを行い、安全な生活環境整備に努めているが、経年劣化は避けられない。今後は長寿命化計画を策定し、建替えや改善事業に取り組む必要がある。

② リスクコミュニケーション

□災害時相談支援体制の充実

・被災者の総合相談体制の充実

相談の多い公共交通機関、道路、ライフライン等の情報を定期的に収集し、相談対応を行い、緊急時における適切な情報提供に努めている。

復旧に時間を要する災害については、福祉・保健、子育て、消費生活、税など多岐にわたる被災者からの相談に対し、適切な対応ができるよう、総合相談体制の充実に取り組む必要がある。また、令和2年度に山梨県弁護士会と締結した「大規模災害時における法律相談業務に関する協定」の活用も図る。

・災害時の町税救済措置制度の周知・円滑な対応

災害時の町税救済措置制度（猶予・減免）の円滑な運用を図るため、平時から町ホームページ等で周知する。

・被災者の生活再建支援の充実

被災者生活再建支援制度の円滑な運用のため、町民に対して制度の周知を行っている。なお、国の支援制度が適用されない災害であっても、適用要件を緩和した県独自の支援制度もあるので、有効に活用されるよう周知に努める。

また、被災者生活再建支援法等による被災者への各種支援施策や税の減免等の申請に必要な罹災証明書を交付するため、被害家屋状況調査を行う被害認定士の派遣を速やかに行う体制を確立する必要がある。

・災害時の心のケア研修の実施

災害発生時の高齢者、障害者等の要配慮者に対する適切かつ円滑な支援をするために、県が作成した「山梨県災害時心のケアマニュアル」を職員間で情報共有し、災害時に県と連携した活動がスムーズに行えるよう準備する必要がある。

□防災教育等による地域防災力の強化

・効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進

防災に関する研修等で得られた情報について、学校に関する情報は共有した上で、各校防災教育を実施している。また、大規模災害を想定した保護者への引き渡し訓練は、町内の幼・保・小・中が連携し、同一日に一斉に行っている。さらに、町の防災訓練では、中学生がトリアージ訓練等に一般町民とともに参加している。今後も関係部署間の情報共有、相互連携等を図っていく必要がある。

・町民の防災意識の啓発

町主催の防災講演会や防災訓練、起震車による地震体験、県の防災出張講座など、町民の防災意識を啓発する事業を年間通して実施している。一人ひとりが自分事として考え

て行動できるよう、なお一層の防災意識向上を図っていく必要がある。

・ **家庭や事業所等における備蓄充実の促進**

大規模災害発生時に備えて、家庭や事業所等における必要な水や食料等の備蓄の充実を促進する必要がある。そのため、防災訓練や防災講習会を通じて啓発活動を行っている。引き続きより多くの家庭・事業所が取組むよう啓発していく。

・ **外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備**

外国人住民に対する適切な防災・災害情報の伝達には多言語による情報が求められる。事業所や関係団体と連携し、事前に提供できる情報の用意と災害時の対応方法を検討するとともに相談体制を整備しておく必要がある。

・ **土砂災害防災訓練の実施**

土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性の理解を深めるため、毎年9月に町が実施する地震防災訓練に合わせて土砂災害防災訓練を行っているが、重要性が十分浸透しているとは言えない状況にある。訓練や周知の内容を再検討した上で活動を継続していく必要がある。

・ **警戒宣言発令時における自動車の不使用・自粛に関する広報等の実施**

道路法面の崩壊・路肩の決壊・家屋の倒壊等から災害事故を未然に防ぐため、警戒宣言発令時は、自動車の不使用・自粛などを広く町民に呼びかける必要がある。広報はFM告知端末放送や町ホームページによることが考えられるが、それらが利用不能になった場合の対策を検討する必要がある。

□ **学校における防災教育等の推進**

・ **各種防災教室などの実施**

学校では、避難訓練や保護者への引き渡し訓練を実施するほか、土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性等に対する理解を深めるため、各種防災教室を県の移動教室や出前講座を活用している。今後も引き続き各種防災教室を開催し、児童生徒に災害の危険性、避難の重要性等について指導していく必要がある。

・ **小中学校における防災対策、児童生徒に対する防災教育及び安全確保対策の推進**

学校では、児童生徒への防災教育、教職員への防災研修を行い、各学校が地域の条件による危険区域、箇所等を把握した上で、地域の実情に合った避難訓練を実施し、児童生徒の防災意識の向上を目指してきた。また、中学校では、エリア防災会で備えた防災設備の実技を取り入れた訓練も実施している。今後も児童生徒の安全確保のために継続して訓

練を行う必要がある。

- ・ **小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上**

災害時の児童生徒の心のケアについては、養護教諭を中心に行っているが、全教職員に対する研修等は不十分であり、今後、全教職員を対象に研修を行う必要がある。

□ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- ・ **土砂災害・洪水ハザードマップの周知**

土砂災害防止法の施行に伴い、令和２年度に土砂災害・洪水ハザードマップを改訂し全戸に配付した。しかし、指定以降の地図精度向上や法改正、指定の追加等の変化が生じているため、見直し（追加・削除）を行う必要がある。全国で災害が頻発しており、町民の関心の高まりは感じるが、警戒避難体制の整備が十分浸透しているとは言い難い。より効果的な啓発活動を展開する必要がある。

③ 地域振興

□地域防災力の強化

- ・ **住民参加型の地震防災訓練の実施**

町民の防災意識高揚と災害への対応力充実のため、県・町・防災関係機関、各種団体、住民等と連携した住民参加型の地震防災訓練を実施している。引き続き、住民・関係機関のより一層の対応力強化を図るため、多様な訓練を実施する必要がある。

- ・ **地区における防災訓練の実施**

地区で計画的に防災訓練を実施することで災害への対応力の強化を図る。そのための支援を実施する。

- ・ **自主防災組織の防災資機材の整備促進**

自主防災組織では責任者を定め、防災資機材の定期的な点検整備を実施している。町と自主防災組織が連携して、引き続き防災力強化に資する防災資機材の整備を計画的に進めていく。

- ・ **他自治体との連携推進**

災害時における相互応援に関する協定を県内外の市町村と締結している。大規模災害を想定した関係自治体との広域連携に係る合同訓練や定期的な連絡会議を実施し、相互連携による災害対応力強化を推進しており、今後も継続していく必要がある。

・地域防災力の強化を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、自主防災組織に対する研修や訓練を定期的実施するとともに、県が主催する自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座への参加を促している。また、自助力の向上を図るため、毎年、町民を対象とした防災講演会等を実施している。今後は、地域防災リーダーと連携した防災力強化策を検討していく必要がある。

・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の推進

ボランティアセンター設営については、その必要性に始まって運営の困難性や問題点など学ばねばならないことが非常に多く、多岐にわたるので、各種研修・訓練が急務である。また、防災関連NPOを交えたボランティア団体・民生委員・地区住民等の連携体制の構築も必要になる。

□地域活性化との連携

・地域コミュニティ維持・活性化支援

地域コミュニティは、災害時の避難行動等の災害対応、復旧・復興において重要な役割を担っている。住民の自主性・主体性を尊重しながら、世代間交流の活性化やコミュニティの組織・体制づくりに対する支援を引き続き行っていく必要がある。また、人口減少と高齢化によるコミュニティ機能の低下が懸念されており、維持対策を急ぐ必要がある。

・買い物弱者対策への支援

地域の商店街等が買い物環境の利便性向上を図ることにより、地域コミュニティの活性化が期待できる。地域コミュニティの強化は、災害時の連携や要配慮者の把握など、地域防災力向上につながることから、商店や商店街が行う買い物弱者対策へのさらなる支援が必要である。

・高齢者の生きがいがづくり、健康づくり活動への支援

高齢社会における高齢者の生きがいがづくり、健康づくり活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。

・町内への企業移転等の推進

都市からの新たな人の流れを生み出し、雇用の機会を創出するため、事業所等の一部機能の移転等を推進する必要がある。

・ **町産材需要拡大の推進**

公共建築物の木造・木質化を進めることで町産材をPRしていくことを検討するとともに、森林環境譲与税を活用した事業も検討する必要がある。

・ **新規就農の促進、高齢者就業機会の確保**

県の就農相談等を周知し、就農意欲を喚起して新規就農者を確保し育成する。さらに各種補助制度を活用して就農定着を促進する。また、身体への負担が少ない施設栽培に取組もうとする参入企業等を支援し、高齢者就業機会の確保にも努める必要がある。

・ **6次産業化支援体制の充実**

農林漁業者の所得や地域雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、農林産物等の地域資源を活用した6次産業化に取組もうとする農林漁業者を支援し、取組みを拡大する必要がある。

・ **就農定着支援の充実、企業の農業参入の促進**

新規就農者を増加定着させるため、青年等就農計画等の認定及び峡南地域普及センターとの連携による計画の照査、改善等を行うサポート体制を構築していく。また、企業農業については、本町の優位性をPRしつつ、集約したほ場の整備や取得を促進する必要がある。

・ **町産材の安定供給のための基盤整備**

町産材を低コストで安定的に供給するため、林道や作業道などの林路網の整備を推進する必要がある。

・ **町内への移住の促進**

地域活性化を目的とする移住・定住に取り組んでいるが、今後も地域の担い手となる人材確保のためにさらなる移住促進を図っていく必要がある。